

印西市立いには野小学校

# 「学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

学校にある児童及び全ての者は、絶対にいじめを行ってはならない。

～「しない」「させない」「見逃さない」～

児童等の尊厳を保持するため、いじめ等の防止（早期発見）のための基本理念を定め、基本的な方針の策定について定めるとともにいじめの防止の対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として本法律が平成25年6月28日に公布され、9月28日に施行されることとなった。

これを受け、本校のいじめ防止のための基本方針を策定するものである。

### (1) いじめの定義（『いじめ防止対策推進法』第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## (2) 基本理念

### いじめ防止対策推進法 第3条

- ①学校の内外を問わずいじめが行われなくなること
- ②いじめの問題に対する児童等の理解を深めること
- ③いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが重要であること

いじめは本校でも、またどの児童にもおこりうるものである。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害する。さらに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を及ぼすおそれがある。

本校では、全ての児童が「いじめをしないこと」、「させないこと」、「見逃さないこと」により、自他の生命を尊重することを目指し、いじめ防止のための対策を行う。

## 2 学校及び学校職員の責務

### (1) 基本的な責務

- ① 学校は、当該学校におけるいじめ防止等のための基本的な方針を定める。
- ② 学校は、関係者（当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する知識を有するもの）により構成されるいじめ防止のための組織を置く。

（『いじめ防止対策推進法』第13条、第22条より）

### (2) 基本方針の重点

学校や教職員は、学校内外においていじめが行われず、全ての児童が安心して学習やその他の諸活動に取り組むことができるようにする。そのために以下を重点として、対策を進める。

### ①いじめの防止

- ・ いじめを「しない」「させない」「見逃さない」環境醸成に努める。
- ・ 児童の自己有用感を高め自尊感情を育むような、「わかりやすい授業」や「充実感のある教育活動」の実現に努める。
- ・ インターネットを通じて行われるいじめに対応するために、計画的な学習・指導を行う。
- ・ 人権尊重の精神を守り、差別や偏見は許さないということを指導し、意識を高める。
- ・ 重大事態を想定した対応策を作成し、再発防止に努める。

### ②早期発見

- ・ 調査・観察・相談・通報等の様々な手段により、学校全体で早期発見に努める。

### ③適切な対応

- ・ いじめ発見の際には、事情聴取・情報収集を迅速・適切に行い、組織で対応する。
- ・ 保護者への情報提供・情報交換・助言等の連携・協力を密に行う。
- ・ 市教委等関係機関と連携を図りながら、いじめ防止や発生時の解決に努める。

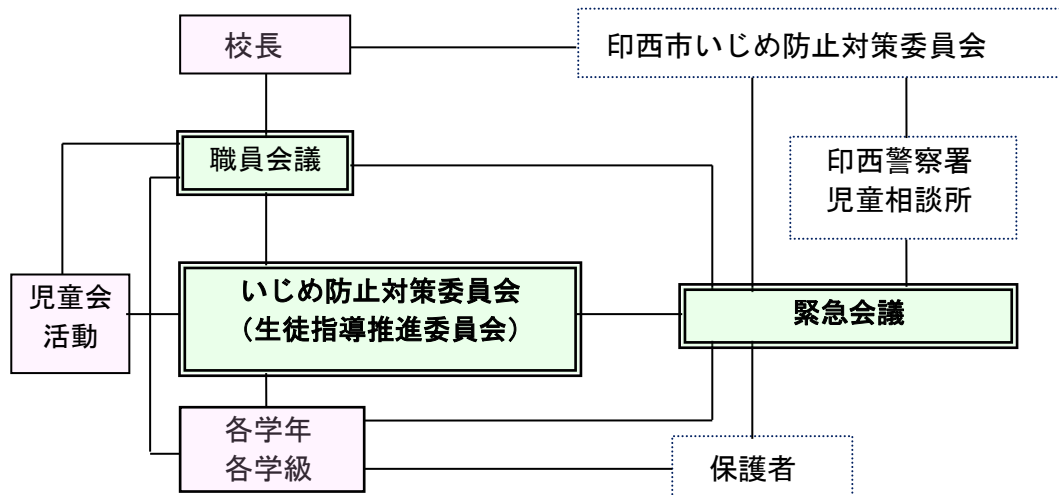
### ④地域や家庭との連携

- ・ 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との普段からの密な連携を図る。

### 3 いじめ防止の組織

学校に、「いじめ防止対策委員会」「職員会議」「緊急会議」等の組織を置き、機能的・有機的に対応する。

【組織図】



#### (1) 「職員会議」 <全職員が参加>

##### ①基本方針の策定

②いじめ防止に関すること（基本方針の年間計画の作成・研修の実施等）

③いじめの早期発見に関すること（いじめ相談窓口の設定・情報収集・情報交換等）

④いじめ事案に対する対応に関すること（対応方針の決定等）

⑤いじめの影響やその他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること（児童会活動の支援・行事の実施等）

⑥保護者・関係機関との連携

#### (2) 「いじめ防止対策委員会」（生徒指導推進委員会）

いじめ防止対策のための中心的な役割を担う。

日常的な業務についての協議を定期的に行う。

- (3) 「緊急会議」 < 重大事態発生時に、必要に応じて全教職員、  
保護者代表、所轄警察、学校医、印西市教育委員会指導主事等 >  
重大事案の発生時に事案の解決に努める。(緊急対応の決定等)

## 4 中心組織の役割について

### (1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止対策のための中心組織「いじめ防止対策委員会」を設置し、  
防止対策を機動的・効果的に行う。※本校は生徒指導部会が兼ねる。

#### 【委員会の構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、各学年生徒指導  
担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭

### (2) 「いじめ防止対策委員会」の主な活動内容

定期的に協議する内容

- ① いじめ防止に関すること（年間計画の進捗状況の把握・検証作業の  
推進等）
- ② いじめの早期発見に関する情報収集・情報共有  
（アンケート調査内容の検討、教育相談計画、情報交換・収集等）
- ③ いじめまたはいじめと疑われる事案に関する方針・対応・記録  
（事実関係聴取、対応の具体的手順・検討・決定  
いつ・だれが・だれと・だれに・どのように・・・）
- ④ 教職員に関する「いじめ防止対策」研修の企画
- ⑤ 保護者・関係機関との連携
- ⑥ いじめ防止の取組に対する評価

### (3) 「いじめ防止対策委員会」の開催（生徒指導推進委員会）

毎月1回を定例会とし、いじめ事案発生時には緊急に開催する。

## 5 基本的施策

### (1) いじめを未然に防止する

#### ① 学校の重点目標

学校の重点目標の一つにいじめ防止の事項を掲げ、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことを組織的に取り組む。また、授業改善・教育相談・いじめの理解や防止・関係機関との連携等についての研修に努める。

#### ② 心の教育の充実

- ・児童の豊かな情操と道徳心、心の通う「対人交流能力」の素地を養うため、すべての教育活動を通じて**道徳教育・人権教育の充実**を図る。
- ・体験活動、情報モラル教育（インターネット、スマートフォン等ネットによるいじめの理解・対策等）、印西市教育委員会作成のパンフレットを活用した授業等の教育活動の充実を図る。
- ・「いのちを大切にするキャンペーン」、いじめ撲滅のキャンペーンの充実を図る。
- ・ソーシャルスキルトレーニング等の充実や「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等の活用を図る。
- ・発達障害を含む、障害のある児童の理解を深めるとともに、個別の支援計画を活用して、適切な指導や必要な支援を行う。
- ・海外から帰国した児童や外国籍の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童の言語や文化からくる困難について留意する。
- ・性同一性障害や性向指向・性自認に係る児童について正しい理解の促進や必要な対応について周知する。

#### ③ 人権的言語環境の整備と自己有用感を高める授業・活動

- ・児童や職員自らの人権的言語環境を整備し、言語環境を起因としたいじめの発生を防ぐ。（人権教室の実施、道徳の授業の計画的な実践）
- ・児童の自己有用感を高めるような「わかる授業」や「充実感・達成感のある活動」の実現に努める。

#### ④ 行事、児童会活動を通じた児童への指導

- ・児童生徒によるいじめ防止に関する児童会の支援を積極的に行い、児童による自発的ないじめ防止の意識を高める。（あいさつ運動の推進、交流活動の充実）
- ・人権標語・作文、いじめ防止キャンペーン、人権集会等で児童への指導を継続的に行う。（始業式・終業式・全校集会等での啓発）
- ・人権教育の全体計画をもとに、人権意識を各場面で高めるよう指導していく。
- ・インターネットの安全安心な活用法（についての講演会を実施し、児童・保護者への啓蒙活動を行う）。

#### ⑤ 保護者・地域住民との連携

- ・保護者地域住民、関係団体との連携を図り、いじめに関する児童生徒の実態を把握する。

- ・いじめ防止の重要性の理解を深める啓発活動や話し合い活動を、民生児童委員学校訪問、市教委との情報交換会、学校関係者評価委員会、1000ヶ所ミニ集会、家庭教育学級の際に積極的に行う。また、期末保護者会等を有効に活用する。
- ・道徳やいじめ防止を題材とした授業の公開をホームページ・文書等でお知らせし、いじめ防止に関する保護者や地域住民の理解を深めるための活動を継続的に行う。
- ・保護者面談実施の際に、いじめに関する情報収集をする。

## (2) いじめを早期に発見する

### ① いじめの調査等

いじめ等を早期発見するために、在籍する児童に対する定期的な調査を実施する。

- ・児童対象のアンケート調査（学校生活アンケート）  
年4回（5月、7月、9月、11月）
- ・教育相談を通じた学級担任等による児童からの聞き取り調査  
年3回（5月、10月、1月）

### ② いじめ相談体制の整備

児童及び家庭、地域住民がいじめに関する相談を随時行うことができるように次のような相談体制の整備を行う。

- ・学校区スクールカウンセラーの活用
- ・各種相談機関の情報提供
  - 印西市教育センターこども相談室【47-7830】
  - 文部科学省 24時間いじめ相談ダイヤル【0120-0-78310】
  - ヤングテレフォン【0120-783-497】
  - 子ども SOS ダイヤル【0120-073-310】

### ③ いじめ相談・通報窓口の設置

相談担当・相談箱・ネット相談窓口等の設置と周知

### ④ 研修等による教職員の資質向上

- ・いじめ防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけ、教職員の資質向上を図る。
- ・児童の全ての教育活動において人間関係や児童生徒の信条を把握するために、組織体制を整える。

## (3) いじめへの対応

### いじめ情報のキャッチ

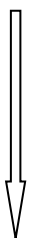
- ・いじめを認知した場合は、次のように迅速に情報を伝える。

いじめ認知者→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長

- ・いじめの認知をした時点で「いじめ防止対策委員会」を招集する。

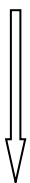
- ・被害児童からの聞き取り行い、事実確認とともに児童の心に寄り添う形で安心感を与える。

### 正確な実態把握



- ・ 当事者双方、周りの児童から聞き取り、記録する。
- ・ 保護者からの情報を得る。
- ・ 関係教職員と情報を共有し、正確に把握して、共通認識をもつ。
- ・ いじめの全体像・構図・原因・経過を整理・把握し、記録する。
- ・ アンケート調査などが必要な場合は、適切な時間と場面を設定し正確な調査を行う。

### 指導体制、方針決定



- ・ 情報を整理する。
- ・ 指導のねらい・方針を明確にする。
- ・ 全ての教職員の共通理解を図る。
- ・ 対応する教職員の役割分担を決める。
- ・ 教育委員会、関係機関との連携を図る。→窓口：教頭

### 児童への指導・支援



- ・ いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・ いじめた児童に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」意識をもたせる。
- ・ 必要に応じて、傍観者にも指導を行う。

#### 保護者との連携

- ・ 直接会って、状況説明、学校として児童を守ることと、対応の方針について理解を求める。
- ・ いじめた側の保護者への説明・助言を行うとともに指導方針に対して共通理解を求める。
- ・ いじめの事実について正確に伝わるようにし、誤解を生まないように配慮する。
- ・ 今後の学校との連携方法を話し合う。

### 今後の対応

- ・ いじめた、いじめられた児童双方をケアする。継続した教育相談やスクールカウンセラー、養護教諭等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・ 担任等は経過の報告と指導を継続し記録をとる。
- ・ 新たないじめを防止し、いじめを許さない、傍観を許さない環境を作る。
- ・ 道徳教育や人権教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。
- ・ 関係機関（教育委員会・学校警察連絡協議会・児童相談所・医療機関等）との連携を強化していく。

### いじめ発見時の緊急対応

#### 発見教職員等がいじめをやめさせる

- ・ いじめを発見等した教員はその時に、その場でいじめをやめさせる等適切な指導を行う。

### 情報収集

- ・ 事情聴取をする。
- ・ いじめに関わる情報を収集する。

### 管理職への報告

- ・ いじめ（いじめに関わる相談を受けた場合）は、速やかに管理職に報告する。
- ・ 複数の教員での素早く、正確な事実関係の把握をし対応する。

## (4) 関係機関との連携

### ① 印西市教育委員会との連携

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案、教育相談体制の充実が必要ないじめ事案、インターネットを通じてのいじめ事案については、印西市教育委員会と連携して対処する。

### ② 印西警察署・北総地区少年センターとの連携

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案、インターネットを通じてのいじめ事案については、印西警察署等と連携して対処する。

### ③ 児童相談所等との連携

家庭環境に起因するいじめ事案については、子育て支援課・児童相談所等と連携して対処する。

### ④ その他

その他、必要に応じて相談機関、保健機関、福祉機関、医療機関等と連携をとる。

## 6 インターネットを通じて行われるいじめの対応

インターネットの高度の流通性、拡散性、匿名性等の特性を踏まえ、児童及び保護者がインターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるようにする。

### ① ネットいじめに関する教職員研修の充実、印西市教育委員会との連携

### ② 児童への情報モラル教育を年間計画に盛り込み、計画的に実施する。

※印西市や情報機器会社による出前授業の活用

### ③ 保護者への啓発活動として、PTA活動や家庭教育学級における情報モラル研修会の開催

### ④ インターネットを使いたいじめは発見しにくく、学校の対応のみでは状況の把握も難しいことから、「ネットいじめ（サイバーいじめ）」発生時には、関連児童の保護者と積極的に情報を共有し、連携して課題解決にあたる。

## 7 重大事案（市長に報告するもの）の対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

### (1) 印西市教育委員会への報告と連携

重大な事態が発生した旨を、印西市教育委員会（「いじめ問題対策連絡協議会」）に速やかに報告する。→33-4705（印西市教育委員会指導課）

### (2) 組織の設置と関係機関との連携

印西市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織「緊急会議」を設置し、対応する。必要に応じて印西警察署(42-0110)等へ報告する。

### (3) 再調査

「緊急会議」の組織を中心として、事実関係を明確にするための再調査を実施する。

### (4) 適切な情報の提供

いじめを受けた児童や保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

### (5) 調査結果を設置者（→市長）に報告

児童や保護者の所見を、希望により添える。

### (6) 調査結果を踏まえた必要な対応・措置

### (7) 報道機関への対応

必要に応じて、窓口の決定、市教育委員会への連絡、取材の日時・場所・担当・内容の決定等を行う。

## 8 基本方針及び学校評価の結果の公表

学校の重点目標の一つに掲げたいじめ防止対策について、学校評価の項目に入れる。いじめの実態把握、隠蔽防止、適切な措置を行うため、適正に評価し、措置の改善を図る。

(1) いじめの防止・早期発見に関する取組に関すること

(2) いじめに対する措置・対応に関すること

適正な評価のために、「学校いじめ防止対策基本方針」（全体または概要）及び学校評価の結果は、保護者への便りやホームページ等で公表する。

# 令和8年度 いじめ防止等に関する年間計画

印西市立いには野小学校

	学 校	学 年	保護者・地域・関係機関
4月	生徒指導推進会議 全体会議（職員会議を含む）	学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり 相談窓口の周知 いじめ防止基本方針の年度更新・確認 1年生を迎える会（異学年交流） SOSの出し方教育1回目実施（全学年）	保護者へのいじめ対策についての啓発、相談窓口の周知（HP、学校だより等） 授業参観日 保護者とのいじめ対策と情報交換（年度始め保護者会）
5月	生徒指導推進会議	学校生活アンケート調査 教育相談週間 芸術鑑賞教室（全学年） 異学年交流	学校生活アンケート調査 長欠・生徒指導についての学校訪問（市教委）
6月	生徒指導推進会議 印旛中学校区小中連携会議情報連携	いじめに関する授業（道徳） 異学年交流	民生・児童委員学校訪問 授業参観日
7月	生徒指導推進会議 人権教育校内研修	学校生活アンケート調査 いじめ防止教育（ネット犯罪防止教室）	学校生活アンケート調査 保護者とのいじめ対策と情報交換（保護者面談）
8月			
9月	生徒指導推進会議	人間関係づくり・学級のルールの確認（学期始めとして） 学校生活アンケート調査	学校生活アンケート調査
10月	生徒指導推進会議	教育相談週間 行事を通じた人間関係づくり（運動会） 異学年交流	
11月	生徒指導推進会議	学校生活アンケート調査 異学年交流	学校生活アンケート調査
12月	生活アンケート（いじめを含む）の実施と分析	人権に関わる指導（人権週間との関連） 芸術鑑賞会（6年）	保護者とのいじめ対策と情報交換 授業参観
1月	生徒指導推進会議	教育相談週間 異学年交流 人権教育（3年）	保護者へのいじめ対策についての説明と啓発・相談窓口の周知（新入生保護者説明会） 長欠・生徒指導についての学校訪問（市教委）
2月	生徒指導推進会議	異学年交流 6年生を送る会	授業参観 保護者とのいじめ対策と情報交換（学年末保護者会）
3月	生徒指導推進会議 進級する学年への引き継ぎ情報の作成	個人・学級・学年集団としての成長の振り返り 次年度に向けた準備	学校評価（いじめを含む）の実施と分析（学校評価委員会）